

特定行為研修制度の周知・普及に関するアンケート

令和5年3月実施

＜調査対象＞

- ・県内医療機関 147 病院
- ・県内診療所 1366 診療所
- ・県内訪問看護ステーション 151 施設

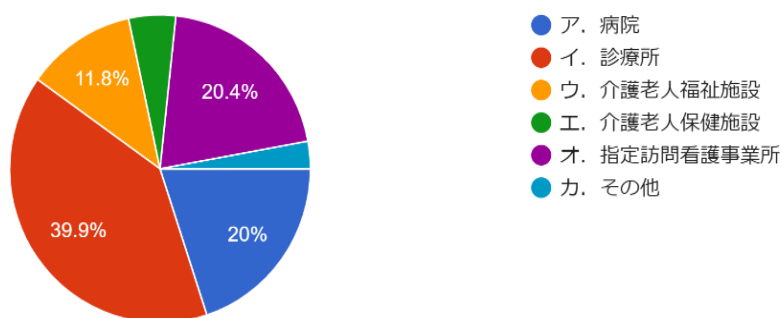
計 1,647 施設

＜回答施設＞ 439 施設 (有効回答 416 施設)

＜回答率＞ 26.7%

1. 回答される方の所属施設を教えてください

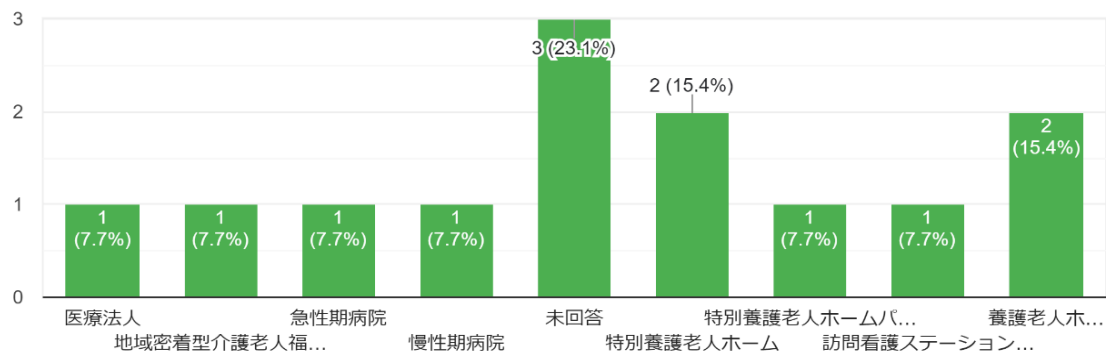
416 件の回答



最も多く回答を寄せてくださったのが、診療所 166 力所(39.9%)。2 位が指定訪問看護事業所 85 力所(20.4%)、3 位が病院 83 力所 (20%)。介護老人福祉施設からは 49 力所 (11.8%)、介護老人保健施設からも 21 力所 (5%) の回答をいただいた。

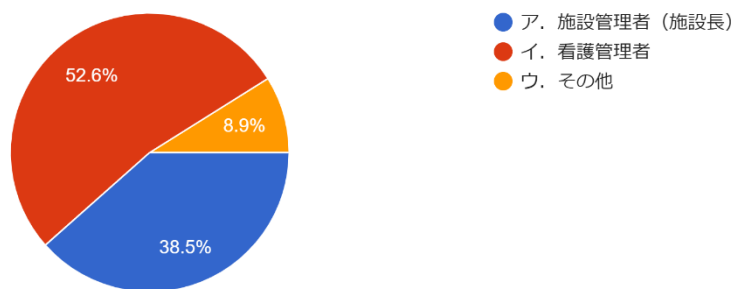
※設問1でその他を選択された場合は施設の種類を入力してください

13 件の回答



2. 回答される方自身の職種について該当するもの1つを選択ください

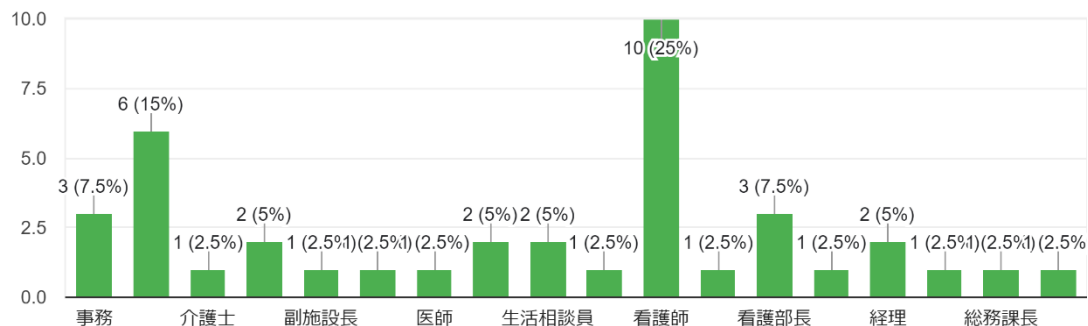
416 件の回答



回答者については、一番多く回答してくださったのは、看護管理者で 219 施設 (52.6%)、ついで施設管理者も 160 施設 (38.5%) の方に回答していただいている。

※設問2でその他を選択された場合は職種を入力してください

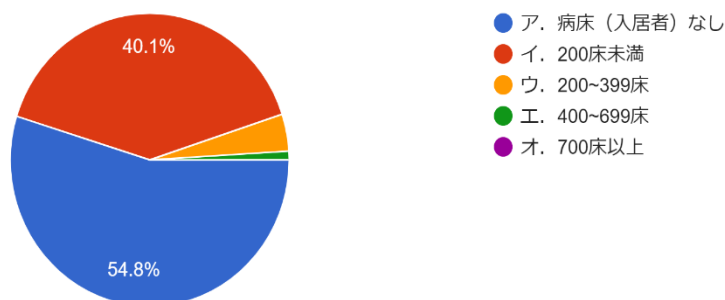
40 件の回答



記入者についてその他の職種として最も多かったのが看護師 10 人（25%）
次いで事務長の 6 人（15%）、3 位が看護部長の 3 人（7.5%）であった。

3. 回答される方の所属施設の病床（入居者）数について該当するもの1つを選択ください

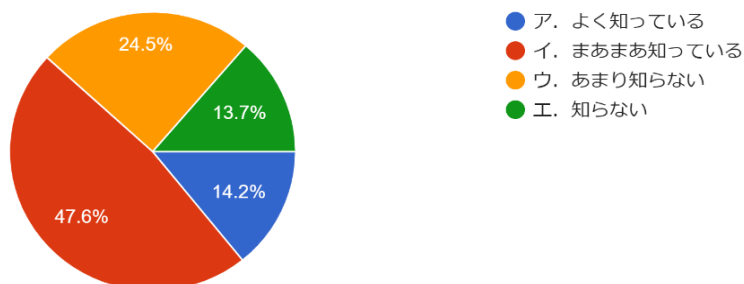
416 件の回答



回答される方の所属施設の病床数は 1 位が病床なし 228 施設（54.8%）
2 位が 200 床未満 167 施設（40.1%）、3 位が 200～399 床の 17 施設
（4.1%）であった。

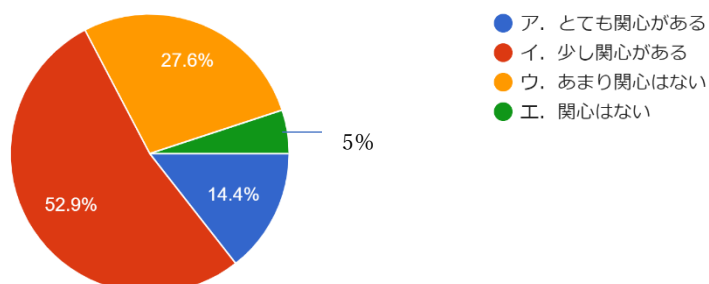
◆特定行為研修制度の認知度・関心度

4, 「特定行為に係る看護師の研修制度」が制定されたことを知っていましたか？該当するものを一つ選択してください。



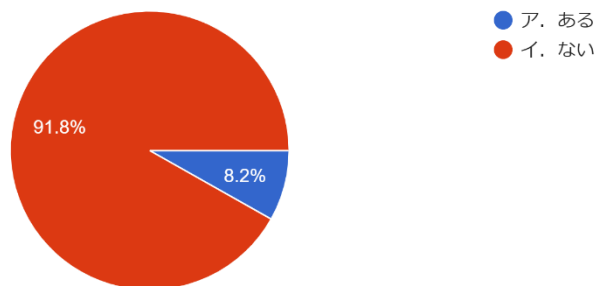
認知度としては、「まあまあ知っている 198 施設(47.6%)」と「よく知っている」59 施設 (14.2%) を併せて 61.8%の方々が知っているとの結果であった。

5. 「特定行為に係る看護師の研修制度」に関心はありますか？該当するもの1つを選択ください
416 件の回答



関心度は 1 位「少し関心がある」220 施設 (52.9%)、2 位「あまり関心はない」が 115 施設 (27.6%)、3 位が「とても関心がある」60 施設 (14.4%)、4 位「関心がない」21 施設 (5%) であった。
「少し関心がある」(52.9%) と「とても関心がある」(14.4%) を併せると 67.3% が関心を寄せていることになる。

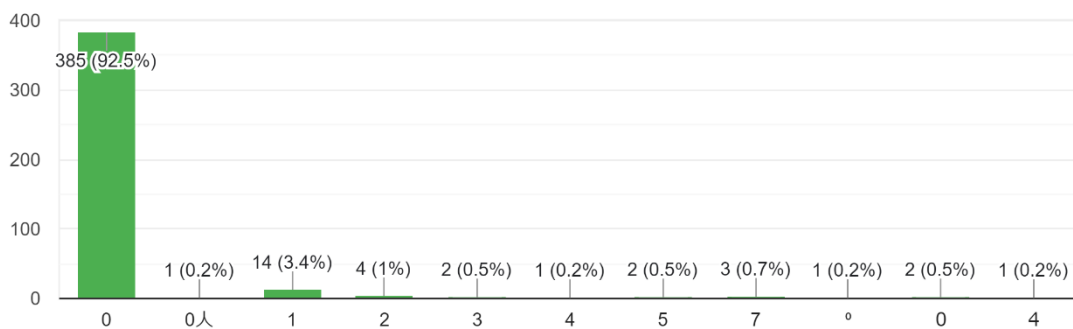
6. 特定行為研修に関する国や県の講習会に参加されたことがありますか
416 件の回答



国や県の講習会への参加は 382 施設（91%）の方が「ない」と答えた。
多くの方々が制度を理解するための機会が無かったことになる。

◆特定行為研修修了者の有無

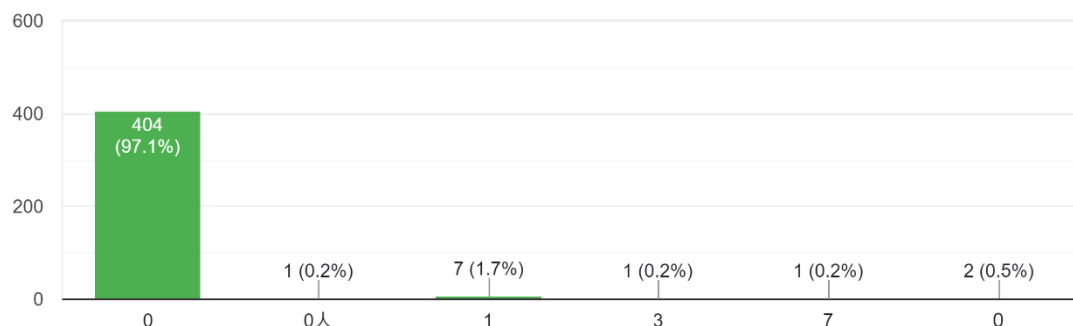
7-1) . 貴院や貴施設に、特定行為研修修了者が...ください。いない場合は0と入力してください)
416 件の回答



回答して下さった 385 施設（92.5%）の施設では「特定行為研修修了者はいない」という状況である

7-2) . 貴院や貴施設に特定行為研修受講中の方...ください。いない場合は0と入力してください)

416 件の回答

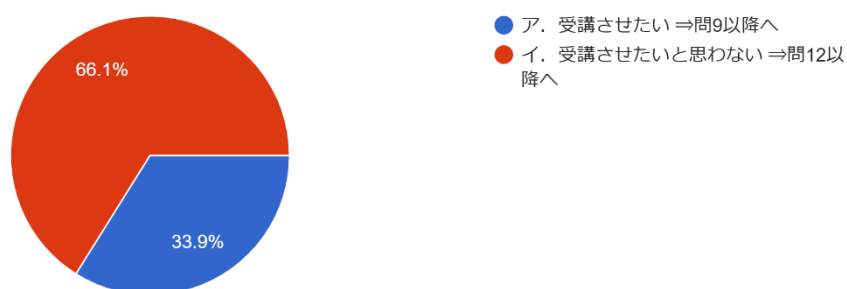


回答してくださった 404 施設 (97.1%) の施設では「特定行為研修受講者はいない」という状況である

◆特定行為研修修了者の育成について施設の考え

8. 将来の特定行為研修受講について該当するものを選択ください

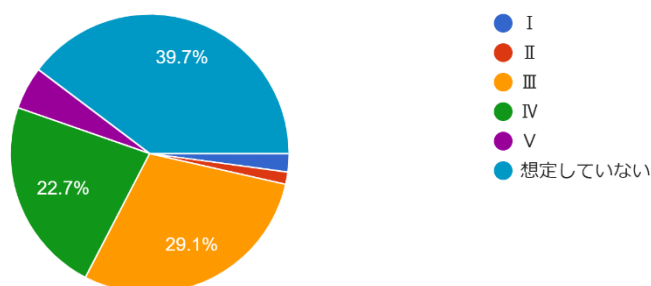
416 件の回答



275 施設 (66.1%) の施設が「将来受講させたいと思わない」と答えている

設問 8 でア. 受講させたいと回答された方

9. (設問8で受講させたいと回答された方)受講させたいと選出される対象者は、JNA クリニカルラダーのどのレベルを想定されていますか。想定されるレベルを一つ選択してください。



受講させたい方の想定されるラダーは「想定していない」が 56 施設 (39.7%)、次いで「ラダーⅢ」が 41 施設 29.1%、3 位が 32 施設「ラダーⅣ」の 22.7%であった。

10. (設問8で受講させたいと回答された方)

貴院や貴施設で求められている、受講させたい特定行為区分と領域パッケージはどれですか。上位 1 位を選んでください。



【受講させたい優先順位 1 位】

1 位：在宅・療養パッケージ 32 施設 (22.7%)

2 位：創傷管理関連 25 施設 (17.7%)

3 位：ろう孔管理関連 17 施設 (12.1%)

2) 優先順位2位のものを選択ください

141 件の回答

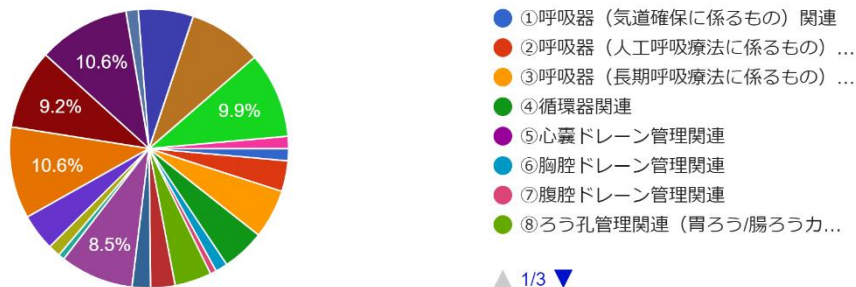


【受講させたい優先順位 2 位】

- 1 位：創傷管理関連 27 施設（19.1%）
- 2 位：ろう孔管理関連 18 施設（12.8%）
- 3 位：血糖コントロールに係る薬剤投与 13 施設（9.2%）

3) 優先順位3位のものを選択ください

141 件の回答



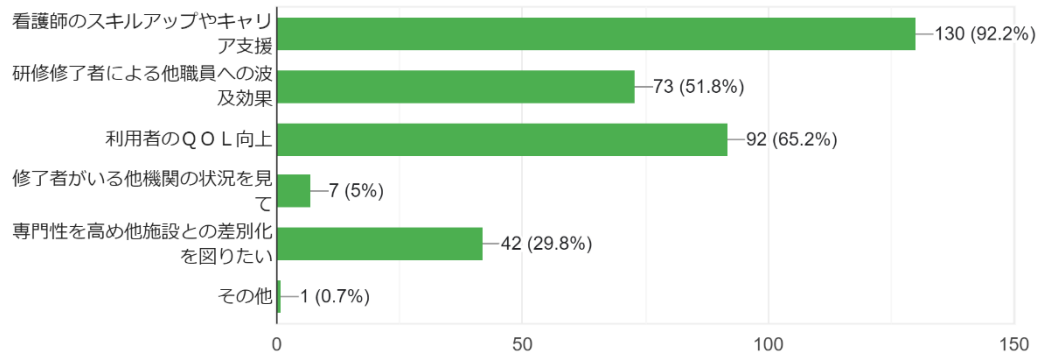
【受講させたい優先順位 3 位】

- 1 位：血糖コントロールに係る薬剤投与関連 15 施設（10.6%）
- 1 位：栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 15 施設（10.6%）
- 3 位：在宅・慢性期領域 14 施設（9.9%）

11. (設問8で受講させたいと回答された方)

貴院・貴施設において受講させたい理由に該当するものすべて選択ください(複数選択可)

141件の回答



受講させたい理由 1 位は「看護師のスキルアップやキャリア支援」130 施設 92.2%、2 位は利用者の QOL の向上 92 施設 65.2%、3 位が研修修了者による他職員への波及効果 73 施設 51.8%という結果であった。

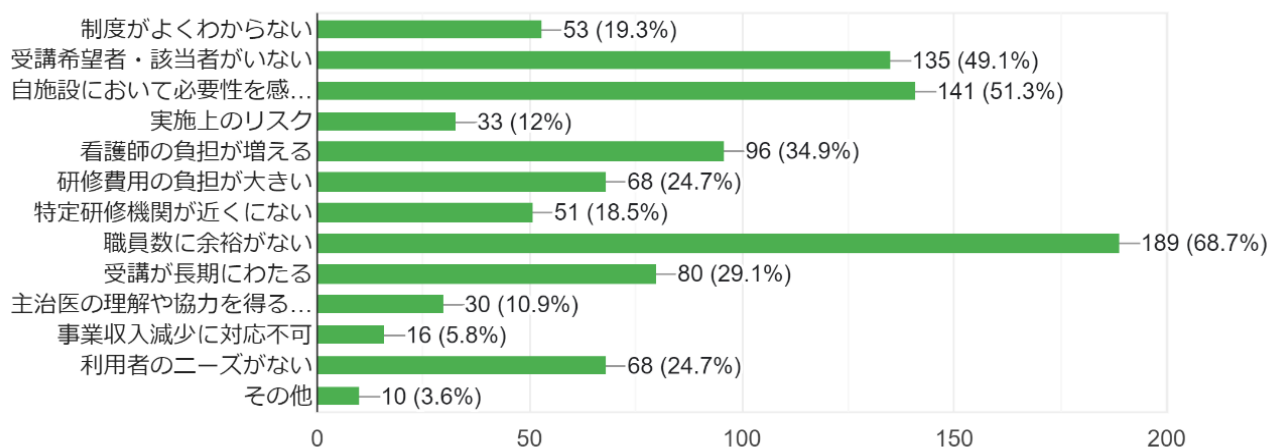
※設問 11 でその他を選択した場合は内容を入力してください 1 件の回答

・医師不足、タスクシフトのため

設問 8 でイ. 受講させたいと思わないと回答された方

12. (設問8で「受講させたいと思わない」と回答された方)

受講させたいと思わない理由(複数回答可)



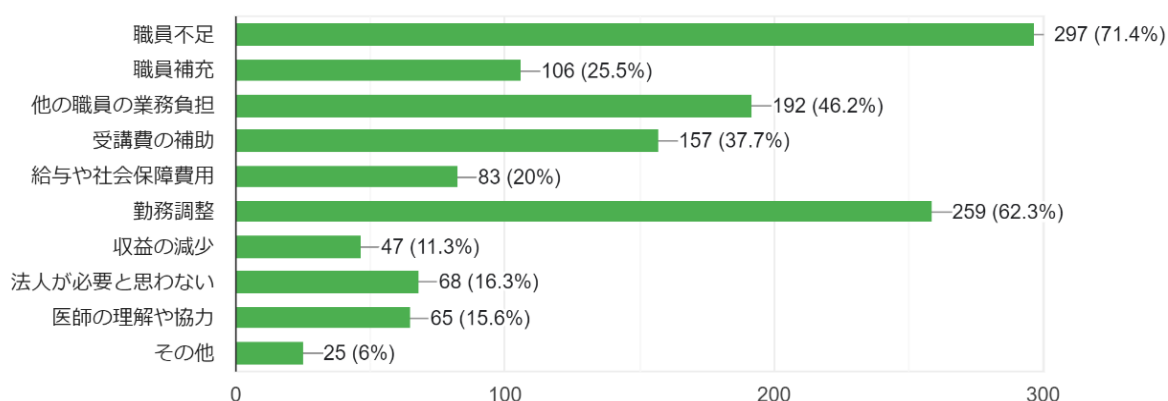
「受講させたいと思わない」理由の 1 位は職員数に余裕がない 189 施設（68.7%）、2 位は自施設において必要性を感じない 141 施設（51.3%）、3 位は受講希望者・該当者がいない 135 施設（49.1%）、4 位は看護師の負担が増える 96 施設（34.9%）、5 位は受講が長期にわたる 80 施設（29.1%）であった。

※設問 12 でその他を選択した場合は内容を入力してください

- ・看護スタッフは准看護師のみであるため。
- ・現在の体制で十分
- ・研修修了したからといって給料が上がるかわからない
- ・現時点の業務においては必要ではない
- ・院内の体制が整っていない。全ての職員が正しく理解していない
- ・看護師がいない
- ・特養の医療行為の範囲ではないのではないかな
- ・産科がメインで助産師には別のラダーがあるので。

設問 13

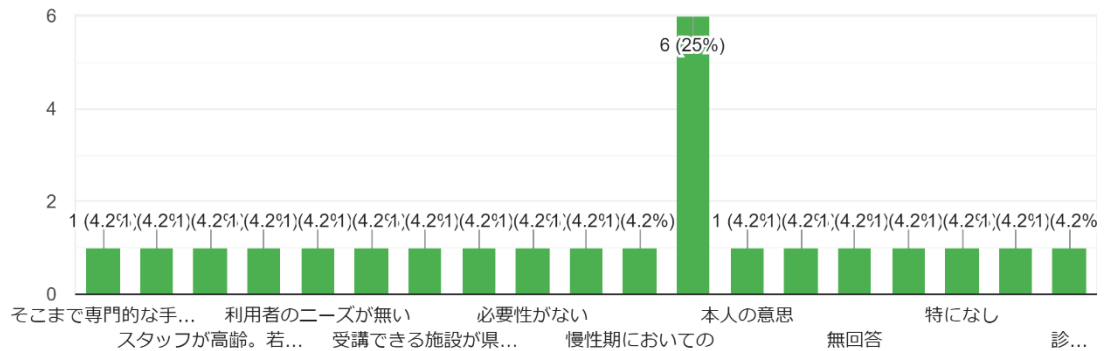
13. 貴院、貴施設においては受講に関しどのような課題がありますか。（複数回答可）



受講に関する課題は 1 位は職員不足 197 施設（71.4%） 2 位：勤務調整（62.3%） 3 位：他職員の業務負担増（46.2%） 4 位：受講費の補助（46.2%）

※設問13でその他を選択した場合は内容を入力してください

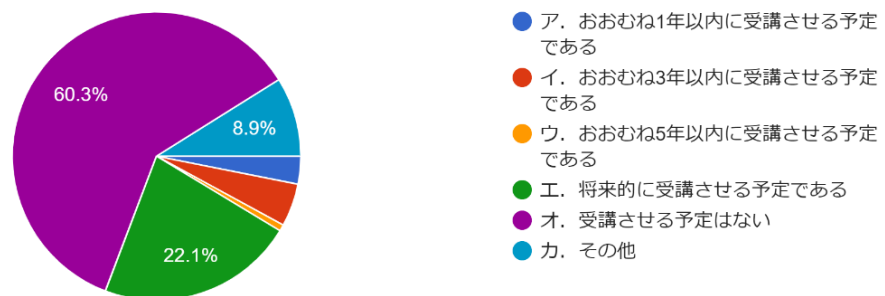
24 件の回答



(その他)

- ・そこまでの専門的な手技等が自院では必要ない
- ・スタッフが高齢(若いスタッフが来ない)
- ・受講できる施設が県内にない
- ・利用者のニーズが無い
- ・受講希望者がいない

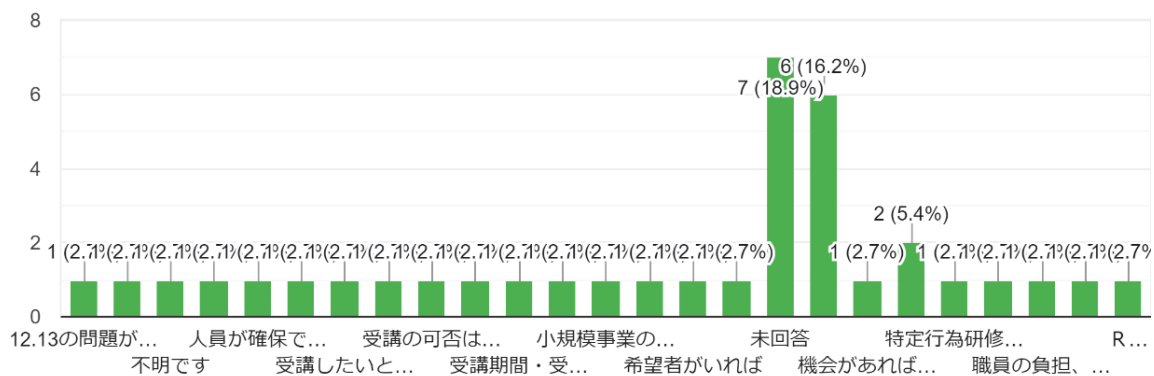
14. 特定行為を受講させることについての考えを一つ選択してください。



受講予定については、251 施設（60.3%）の施設が「受講させる予定はない」、2 位が「将来的に受講させる予定である」92 施設（22.1%）という結果で受講に関しては消極的な回答が多かった。

※設問14でその他を選択した場合は内容を入力してください

37 件の回答



【その他】

- ・ 人員が確保できたタイミングで受講させたい
- ・ 小規模施設な為、代替職員の確保や研修費用の工面等解決できれば
- ・ これまで特定行為研修について検討したことも無いので、今後の課題と思われる

◆特定行為研修制度の推進について

15. 特定行為研修制度の推進に向けて必要と思われる方策を3つ選んでください。

第1位の方策を書いてください。



▲ 1/2 ▼

【特定行為研修制度の推進に向けて必要な物 第1位】

- 第1位： 特定行為の実施に係る報酬上の評価 107 施設 (25.7%)
- 第2位： 特定行為研修制度の周知 84 施設 (20.2%)
- 第3位： 研修費用の補助 45 施設 (10.8%)

15. 特定行為研修制度の推進に向けて必要と思われる方策を3つ選んでください。
第2位の方策を書いてください。



【特定行為研修制度の推進に向けて必要な物 第2位】

- 第1位：研修費用の補助 73 施設（17.5%）
 第2位：特定行為の実施に係る報酬上の評価 58 施設（13.9%）
 第3位：特定行為研修制度の周知 54 施設（13%）

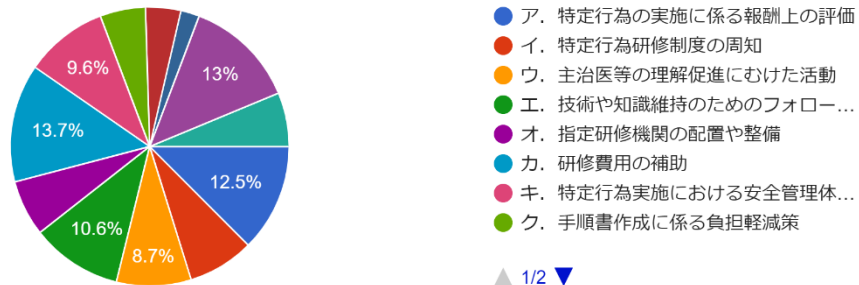
※上の設問でその他を選択された場合はその内容を入力してください

（2位でその他を選択した場合）

特定行為研修制度のことがわからない

15. 特定行為研修制度の推進に向けて必要と思われる方策を3つ選んでください。

第3位の方策を書いてください。



【特定行為研修制度の推進に向けて必要な物 第3位】

第1位： 研修費用の補助 57 施設（13.7%）

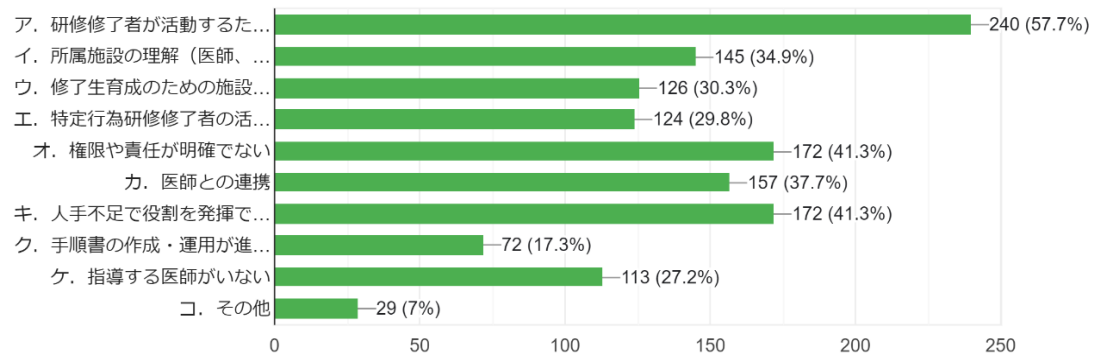
第2位： 特定行為研修機関の配置や整備 54 施設（13%%）

第3位： 特定行為の実施に係る報酬上の評価 52 施設（12.5%）

※上の設問でその他を選択された場合はその内容を入力してください（3位でその他を選択した場合）

- ・お客さんへの理解が少ない中何かあった時困るから
- ・特定行為研修制度のことがわからない
- ・給与手当アップを全国一律にする
- ・タスクシフトを目指すのであれば看護師以外の職種と足並みを揃えて動く必要がある。
少なくとも臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、理学療法師、物理療法師、言語聴覚士くらいは連携してタスクを分散しなければ、看護師の負担が増すばかりだと感じる。
- ・特養での医療行為が緩和されても夜間に医師や看護が不在の施設では難しいと思う

16. 感じている、想定されている活動上の課題は、どのようなものがあると思われますか



【活動上の課題はどのようなものがあると思われますか】

第 1 位：研修修了者が活動するための体制 240 施設 (57.7%)

第 2 位：権限や責任が明確でない 172 施設 (41.3%)

第 2 位：人手不足で役割を発揮できない 172 施設 (41.3%)

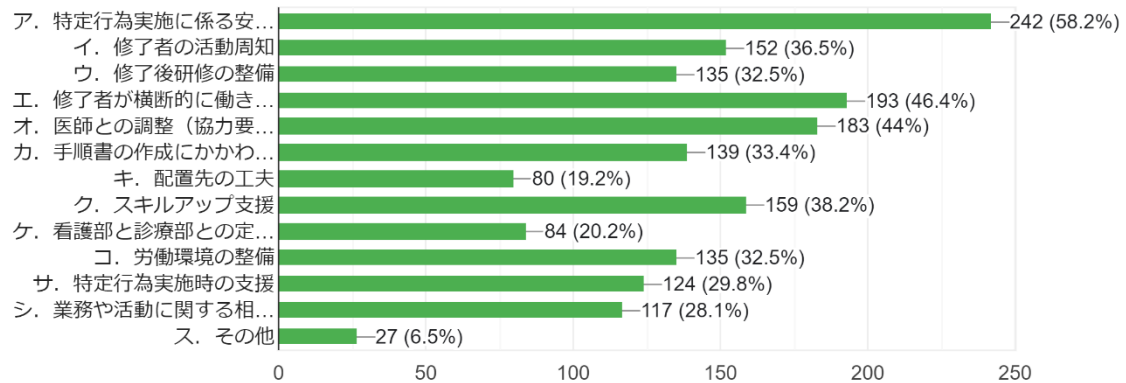
第 4 位：所属施設の理解(医師・看護師・他職種) 145 施設 (34.9%)

※設問 16 でその他を選択された場合はその内容を入力してください

- ・ 特定行為研修制度のことがわからない
- ・ 修了しても給与がアップしない事
- ・ 必要かどうか
- ・ 老健において、たとえば、自施設で PEG 交換ができたとしても、メリットが少ない。(受診に連れて行けばいいだけなので)
- ・ 本人の意思

17. 研修修了後、修了者に対して必要と思われる支援を選んでください。（複数選択可）

416 件の回答



【研修修了後、修了者に対して必要と思われる支援】

第1位：特定行為実施に係る安全への配慮 242 施設（58.2%）

第2位：修了者が横断的に働ける体制整備 193 施設（46.8%）

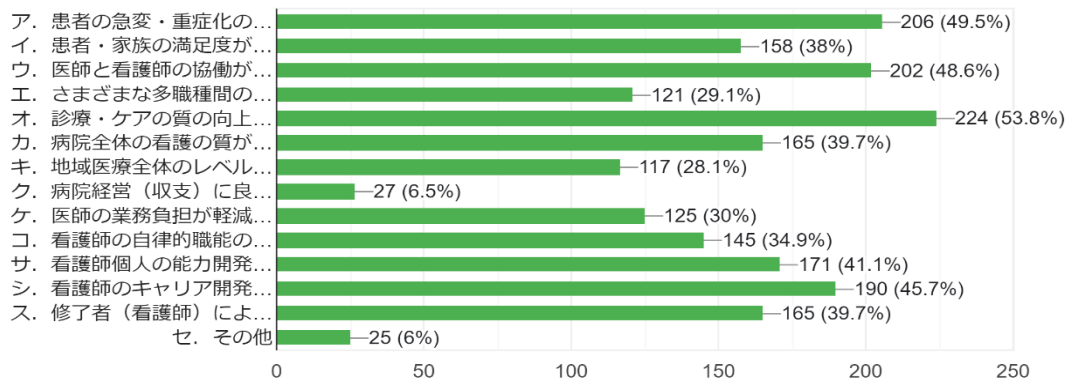
第3位：医師との調整（協力要請含む） 183 施設（44%）

※設問 17 でその他を選択された場合はその内容を入力してください

- ・ 特定行為研修制度のことがわからない
- ・ 報酬上の評価
- ・ 修了者へのメンターの配置

18. 特定行為研修の効果への期待（複数選択可）

416 件の回答



【特定行為研修の効果への期待】

第 1 位： 診療・ケアの質の向上が期待されている 224 施設（53.8%）

第 2 位： 患者の急変、重症化の減少・予防が期待される 206 施設（49.5%）

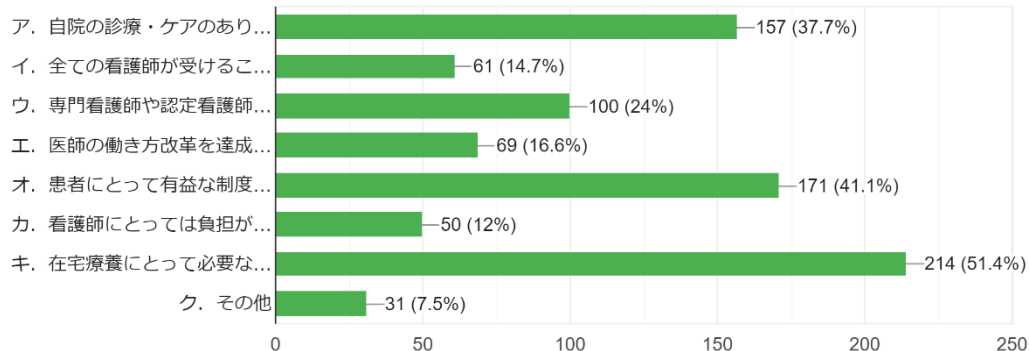
第 3 位： 医師と看護師の協働が促進される 202 施設（48.6%）

※設問 18 でその他を選択された場合はその内容を入力してください 25 件の回答

- ・病院では必要だが、小児科クリニックではそこまで専門的な治療、検査を使う場面が少ない。（新しく雇用するとしたら、そういう研修を終えた人の方を採用したいと思います）
- ・特定行為研修制度のことがわからない
- ・医師の負担軽減のために Ns がリスクを背負い、きちんとした対価（賃金 UP）もなく、Ns を軽視している医師のために働きたくない（中には良い医師もいますが）。すべては患者やのためで、それに見合った対価があれば考えたいと思います。
- ・特養においては胃瘻の交換などが嘱託医以外でも施設内でできれば入居者やスタッフの負担が減る

19. 特定行為研修制度の意義に関するお考えを教えてください（複数選択可）

416 件の回答



【特定行為研修制度の意義】

- 第1位：在宅療養にとって必要な制度である 214 施設（51.4%）
 第2位：患者にとって有益な制度である 171 施設（41.1%）
 第3位：自院の診療・ケアのあり方に良い影響を与えるものである 157 施設（37.7%）

※設問 19 でその他を選択された場合はその内容を入力してください 34 件の回答

- ・特定行為研修制度のことがわからない
- ・看護師だけの負担とならないような体制・医療機関との連携体制も整えて欲しい
- ・正しく意義や必要性が正しく理解され、整備されているとは考えられない。本当に患者や看護職のためになっていると言えるのか疑問である。本来の意義を正しく理解した施設で、正しく理解した人が受講して欲しい
- ・まだ現時点ではスタッフ不足もありできないが、この先では必要性を考える
- ・特定行為とはどういうものか理解していない（医師側から考えると）
- ・修了者が院内教育に参画することで看護の質の向上につなげる
- ・意義はもちろんあると思います。研修を受講し、手技の手得を繰り返し行った上になることもわかります。ただ事故発生などを考えた場合、速やかな対応ができるのか、生命の保障ができないなどを考えるとどうしても躊躇します。若手のスタッフにもすすめることは難しいです。
- ・今後、在宅を中心とした医療や看護・介護ケア提供を考えた時には、とても必要かつ意義のある職種だと思う。そのためには、地域（国民を含めて）の方達への周知、インフォメーションなどが重要。ただし、高度な知識、技術が必要であり、費用もかかるため制度充実に向けてはまだ課題が大きいと感じている。

- 看護師は Dr.のアシスタントではない、“看護” をするべきだ」という教育をされてきた世代なので、正直、最近の医療行為をもってスキルアップだとうたう風潮に乗れずいます。
- 行為によっては NS 一人での判断では難しい事があると思う。病院内で検査等がしっかりと成され状態把握ができている患者なら良いと思うが在宅での行為は危険と思う。
- 地域により必要な制度であると思う。